

社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証

——アメリカの日系企業の場合——

御 船 洋

The Verification of the Effect of Reducing the Burden of Social Insurance Premiums by the Conclusion of the Social Security Agreement: The Case of Japanese Companies in the United States of America

Hiroshi MIFUNE

Employees dispatched abroad must join the social insurance systems in both their home and partner countries, which raises the problem of double burden of social insurance premiums. It is the social security agreement that is concluded between the two countries to avoid this problem. With the social security agreement, companies do not have to join the social security system of the other country, eliminating the double burden of social insurance premiums.

This article estimates how much the social insurance premium of Japanese companies has been reduced by the social security agreement between Japan and the United States of America (signed in 2004 and effective in 2005).

The public pension system of the United States of America consists of Old-Age, Survivors, and Disability Insurance (OASDI) for employees and self-employed people, and a special system for civil servants and railroad workers. OASDI premiums are collected as a social security tax. The insurance premium rate (tax rate) is 12.4%. In the case of employees, labor and management bear the burden equally, and self-employed people pay the entire amount.

The estimation result is as follows. With the conclusion of the Agreement between Japan and the United States of America on Social Security, the amount of social insurance premiums that Japanese companies in the United States of America could reduce in 2016 was approximately 39.12 billion yen.

Key Words : アメリカの日系企業, 社会保険料の二重負担, 社会保障協定, 公的年金保険

はじめに

海外に進出する日系企業の数が増加している。「海外在留邦人数調査統計」(外務省領事局政策課)によれば、外務省が海外の日系企業数(拠点数¹⁾)の統計を取り始めた2005

1) 「拠点数」とは、事業所の数を表す。たとえば同一企業が同じ国の3都市に支店をもつ場合、

年に約 3.5 万（拠点）だったものが、2018 年には約 7.8 万（拠点）へと、2.2 倍になっている。それに伴って海外在留邦人数も増加し、2005 年に約 101 万人だったものが、2018 年には約 139 万人へと、30%以上増加している。

企業が海外進出する場合には様々な問題に直面するが、その中でも重要な問題の 1 つが社会保険料負担、とりわけ公的年金保険料負担の問題である。具体的には次の 2 つの問題が生じる。

①二重加入，二重負担の問題

企業から派遣されて海外勤務する従業員は、相手国の公的年金制度に加入し、年金保険料を負担しなければならない。通常、海外勤務中も自国で加入している公的年金制度は継続するから、結局、自国と相手国の両方で年金保険料を支払うことになる。これが公的年金制度の「二重加入」「二重負担」の問題である。

②年金保険料の掛け捨ての問題

大多数の国では、公的年金の受給資格期間（公的年金が受給できるための加入期間）を設けている。相手国に滞在中、相手国の公的年金制度に加入して保険料を支払っても、加入期間が受給資格期間よりも短い場合には、相手国からの年金支給を受けられない。つまり、海外勤務中の年金保険料が「掛け捨て」になってしまうのである。

この 2 つの問題を回避するために 2 国間で締結されるのが「社会保障協定」(social security agreement) である。社会保障協定が結ばれると、海外派遣従業員の相手国滞在期間が原則 5 年以内であれば、相手国の公的年金制度に加入する必要はなくなって「二重加入」が回避でき、年金保険料の「二重負担」はなくなる。一方、年金保険料の掛け捨ての問題については、自国の公的年金制度への加入期間と相手国の公的年金制度への加入期間を通算できるようになる。したがって、仮に「二重加入」の期間が全くない場合、相手国の公的年金制度加入期間が相手国の受給資格期間よりも短く、かつ、自国の公的年金制度加入期間が自国の受給資格期間よりも短くても、公的年金制度加入期間を通算した年数が各国の受給資格期間よりも長ければ、両方の国から（老齢）年金給付を受け取れ、年金保険料の「掛け捨て」は一切なくなる²⁾。

日本は、現在（2022 年 3 月現在）、23 か国と社会保障協定を締結している。そのうち、協定発効済の国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハン

拠点数は 3 とカウントされる。したがって、通常、企業数よりも拠点数の方が多い。ただし、本稿では、拠点数も「○社」と数えて表記することとする。

2) これらの問題についてのより詳しい説明は、御船（2010）（2018a）を参照せよ。

ガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国の20か国である。署名済だが協定未発効の国はイタリア、スウェーデン、フィンランドの3か国である³⁾。

本稿では、日本との社会保障協定発効国のうち、アメリカ（2004年2月19日署名、2005年10月1日発効⁴⁾）を取り上げ、アメリカに進出している日系企業が日・米社会保障協定の存在によって、社会保険料負担をどのくらい節約できているかを推計し、それによって社会保障協定の重要性を浮き彫りにしたい。

以上の点を踏まえつつ議論は次の順序で行う。まずⅠ節で、アメリカにおける日系企業の実態をデータを用いて明らかにする。次にⅡ節で、それを踏まえてアメリカの日系企業で働いている派遣従業員数を、産業別・業種別・年代別・男女別に推計する。Ⅲ節で、アメリカの公的年金制度についてその概要を説明する。そしてⅣ節において、Ⅱ節で推計した派遣従業員数を業種別・年代別・男女別の賃金水準のデータと突き合わせることによって、派遣従業員の賃金水準を計算する。そして、アメリカの年金保険料率を用いて年金保険料の金額を求め、それらを集計して最終的にアメリカにおける日系企業の派遣従業員全体に対する年金保険料の合計額（＝社会保障協定締結による負担軽減額）を推計する。

なお、本研究の先行研究といえるものは、筆者自身の研究⁵⁾を除くとわずか2件を数えるのみである。すなわち、日本経済団体連合会は日本在外企業協会、日本貿易会と連名で、これまでに社会保障協定の促進に関する意見書を4回出しているが⁶⁾、そのうち

-
- 3) 23か国のうち、一番最近署名が行われたのはフィンランドである（2019年9月23日署名）。署名済でも協定が未発効であれば、年金保険料の二重負担防止と年金加入期間通算の措置は発動しない。署名済で協定未発効だった国のうち、スロバキアとの社会保障協定（2017年1月30日署名）が2019年7月1日に、中国との社会保障協定（2018年5月9日署名）が2019年9月1日に、それぞれ発効した。なお、23か国のうち、イギリス、韓国、イタリア、中国の4か国との社会保障協定には、年金保険料の二重負担防止措置のみが含まれ、年金加入期間の通算措置は含まれていないが、他の19か国との社会保障協定には両方が含まれている。
- 4) 日本とアメリカとの社会保障協定の正式名称は「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」であるが、以下では「日・米社会保障協定」と略称する。
- 5) 御船（2010）（2018a）（2018b）（2019a）（2019b）（2019c）（2019d）（2020a）（2020b）（2020c）（2020d）（2021a）（2021b）（2021c）（2021d）（2021e）（2022）を参照されたい。
- 6) 「社会保障協定の早期締結を求める」（2002年9月17日）、「社会保障協定の一層の締結促進を求める」（2006年10月17日）、「社会保障協定に関する要望」（2011年6月14日）、「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」（2018年6月19日）の4つの意見書である。「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」という要望書が出された背景には、ベトナムの改正社会保険法の施行に伴い、2018年1月から外国人労働者もベトナムの社会保険の加入対象となり、社会保険料負担が義務化され、二重負担が生じているという状況がある。なお、同要望書には、同様に社会保険料の二重負担が発生しているメキシコ、タイ、インドネシアに対しても早急に社会保障協定締結の交渉を開始すべきとの意見も表明されている。さらに最近の動向について補足しておく、日本経済団体連合会は日韓経済協会と連名で2018年9月18日に「日韓社会

2006年10月に発表された意見書「社会保障協定の一層の締結促進を求める」に添付された「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算」において、2005年にASEAN、EU、中南米の24か国において実態調査を行った結果、13か国（イタリア、チェコ、ブラジル、スペイン、ハンガリー、スウェーデン、フィリピン、オーストリア、メキシコ、ポーランド、ギリシャ、アルゼンチン、ベネズエラ）で社会保険料の二重払いが生じていたことを明らかにし、その金額が13か国合計で約120億円となったという推計結果を公表した。

また、2011年6月の意見書において、社会保障協定発効済の12か国（当時は12か国だった）における社会保険料の負担軽減効果は合計で約770億円であったことを紹介している。ただし、推計方法や使用データ等、詳細は明らかにされていない。本稿は、こうした研究の隙間を埋めようとする一連の研究の1つである⁷⁾。

I アメリカに進出している日系企業の実態

1. アメリカの在留邦人数

外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」（平成29年要約版）（以下「外務省データ」という）によれば、2016年10月1日現在におけるアメリカの在留邦人数は42万1,665人であり、その内訳は表1のとおりである。2016年のアメリカの在留邦人数は前年（2015年）より2,055人（0.5%）増加している。

ここで「在留邦人」とは、海外（本稿の場合にはアメリカ）に3か月以上在留している日本国籍を有する者を指す。在留邦人は「永住者」と「長期滞在者」の2つに分けられる。「長期滞在者」とは、3か月以上の海外在留者のうち、海外での生活は一時的なもので、いずれ日本に戻るつもりの方を指す。一方「永住者」とは、（原則として）当該在留国等より永住権を認められており、生活の本拠をわが国から海外へ移した邦人を指す。

アメリカの在留邦人数42万1,665人のうち、永住者数は18万7,919人（44.6%）で前

保障協定に関する要望」を提出した。日本は韓国とはすでに2005年に公的年金制度に関して社会保障協定を締結しているが、それにより年金の二重加入問題は解消したものの、年金の受給資格期間の期間通算の規定は除かれているため（注3）を参照）、日系企業の派遣従業員の派遣期間が5年を超えた場合に年金保険料が掛け捨てになる事態が生じている。そこで、社会保障協定を改定して期間通算の規定を加えるべきだとの要望が出された。

7) 実は、社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額は、ほとんどすべての社会保障協定について政府の試算結果が公表されている。その金額は、外務省のホームページにおいて、各国との社会保障協定のサイトの「概要」という資料に記載されている。試算は厚生労働省が行っているようだが、使用データ、算出方法等の詳細は一切公表されていないので確認のしようがない。また、金額の大きさは（試算時期の違い等もあって）日本経済団体連合会等が行った試算額と比較しても大きく乖離しているケースが多い。

表1 アメリカの在留邦人数（2016年10月1日現在）

(1) 在留タイプ別

(単位：人)

在留タイプ	総数(a) (=b+c) (=a ₁ +a ₂)	男性(a ₁) (=b ₁ +c ₁)	女性(a ₂) (=b ₂ +c ₂)	本人(b) (=b ₁ +b ₂)	男性(b ₁)	女性(b ₂)	同居家族 (c) (=c ₁ +c ₂)	男性(c ₁)	女性(c ₂)
永住者	187,919	66,538	121,381	105,608	29,158	76,450	82,311	37,380	44,931
長期滞在者	233,746	114,214	119,532	134,336	80,625	53,711	99,410	33,589	65,821
民間企業関係者	116,749	65,641	51,108	52,643	45,161	7,482	64,106	20,480	43,626
報道関係者	1,798	916	882	842	616	226	956	300	656
自由業関係者	12,051	5,620	6,431	6,413	3,693	2,720	5,638	1,927	3,711
留学生・研究者・教師	74,273	30,823	43,450	59,427	26,135	33,292	14,846	4,688	10,158
政府関係職員	3,928	2,029	1,899	1,921	1,418	503	2,007	611	1,396
その他	24,947	9,185	15,762	13,090	3,602	9,488	11,857	5,583	6,274
在留邦人全体	421,665	180,752	240,913	239,944	109,783	130,161	181,721	70,969	110,752

(2) 年代別

(単位：人)

年代	総数	男性	女性
60歳以上	56,755	24,447	32,308
50歳代	58,077	24,410	33,667
40歳代	91,626	33,442	58,184
30歳代	73,153	29,783	43,370
20歳代	51,726	23,431	28,295
20歳未満	90,328	45,239	45,089
在留邦人全体	421,665	180,752	240,913

出所) 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」。

年より4,653人増加し(増加率2.5%)、長期滞在者数は23万3,746人(55.4%)で前年より2,598人減少している(減少率1.1%)。

「本人」とは、「在留届の筆頭者」を指す(住民票でいう「世帯主」に相当する)。また、「同居家族」とは、「在留届の『同居家族』欄に記載されている者」を指す。

「民間企業関係者」とは、以下の者を指す。

(ア) 商社、銀行、証券、保険、製造業、運輸(船舶、航空)、土木、建設、広告、宣伝、水産、鉱業、林業、旅行斡旋、倉庫、不動産、その他の営利企業およびその関連団体の職員(現地採用職員を含む。以下同じ)

(イ) 経済団体(NGO、NPO等を含む)の職員

(ウ) 外国企業(本邦における支社や現地法人の有無を問わない)の職員

「報道関係者」とは、以下の者を指す。

(エ) 新聞, 雑誌, 放送, 通信社など報道機関の特派員

(オ) 上記報道機関の現地採用職員

本稿における分析対象は日系企業の派遣従業員であるので, 自由業や自営業の人は除かれる。定義により「報道関係者」とは「報道機関の特派員」なので, ここには個人ジャーナリストは含まれていないとみなすことができる。ゆえに, 分析対象を「民間企業関係者」と「報道関係者」に限定して差し支えないと思われる。

表 1-(1) によれば, 長期滞在者に占める民間企業関係者と報道関係者の合計の割合は約 50.7%である。本稿における分析対象は, 民間企業関係者(11万 6,749人)と報道関係者(1,798人)のうちの「本人」であり, その人数は5万 3,485人(民間企業関係者5万 2,643人, 報道関係者 842人)である。本人の男女別内訳は男性が4万 5,777人, 女性が7,708人となっている。

以下では民間企業に報道関係企業を含めて「民間企業」と呼ぶこととする。

在留邦人の年代別人数を見ると(表 1-(2)), 40歳代が最も多く(全体の 21.7%), 次いで20歳未満(同 21.4%), 30歳代(同 17.3%), の順になっていることがわかる。

2. アメリカに進出している日系企業数

次に, 表 2 に記載されている各項目に従って「日系企業」に関連する用語の意味を確認しておこう。

まず「日系企業」とは, 本邦企業(または日本人)が出資している海外の企業を指す。日系企業は, 大きく「本邦企業」と「現地法人企業」の2つに分けられる。

本邦企業とは現地法人化されていない日系企業であり, 日本国内に登録されている(本社がある)企業を指す。本邦企業は「支店」と「駐在員事務所, 出張所等」の2つに区分される。一方, 現地法人企業とは, 本邦企業(または日本人)が海外に設立した現地法人を指す。現地法人企業は, さらに「本邦企業が海外に設立した現地法人」と「日本人が海外に渡って興した企業」の2つに区分される。

本邦企業が海外に設立した現地法人は, 「本邦企業が100%出資した現地法人」と「本邦企業が外国企業との共同出資で設立した現地法人(合弁企業)」の2つを指す。なお, 本邦企業が100%出資した現地法人は, 「本店」と「支店, 駐在員事務所, 出張所等」の2つに区分されている。

「日本人が海外に渡って興した企業」とは, 日本人が, 本邦企業とは関係なく, 海外に渡って興した企業を指す。

外務省データによれば, 2016年10月現在, アメリカに進出している日系企業数(拠点数)は8,422社である。10年前の2006年10月には5,304社であったから, この10年間

で約6割増加していることになる。

その内訳を示したものが表2である。表2-(1)によれば、日系企業のアメリカへの進

表2 アメリカに進出している日系企業数（2016年）【外務省データ】

(1) 進出形態別企業数 (単位：社，%)

進出形態	企業数	割合
本邦企業	483	5.7
支店	316	3.8
駐在出張所	167	2.0
現地法人企業	7,217	85.7
本店	2,413	28.7
支店等	3,410	40.5
合弁企業	489	5.8
日本人が海外で興した企業	905	10.7
区分不明	722	8.6
合計	8,422	100.0

(2) 産業別企業数 (単位：社，%)

産 業	企業数	割合
農業，林業	216	2.6
漁業	13	0.2
鉱業，採石業，砂利採取業	25	0.3
建設業	75	0.9
製造業	3,166	37.6
電気・ガス・熱供給・水道業	28	0.3
情報通信業	228	2.7
運輸業，郵便業	429	5.1
卸売業，小売業	1,618	19.2
金融業，保険業	238	2.8
不動産業，物品賃貸業	100	1.2
学術研究，専門・技術サービス業	152	1.8
宿泊業，飲食サービス業	279	3.3
生活関連サービス業，娯楽業	224	2.7
教育，学習支援業	73	0.9
医療，福祉	66	0.8
複合サービス事業	47	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	568	6.7
公務（他に分類されるものを除く）	17	0.2
分類不能の産業	118	1.4
区分不明	742	8.8
合計	8,422	100.0

注) 「割合」欄に、四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。
出所) 表1と同じ。

出形態では、現地法人企業が多いことがわかる（全体の85.7%）。一方、表2-(2)で産業別進出企業数を見ると、「製造業」の企業数が最も多く（全体の37.6%）、「卸売業、小売業」の企業数がそれに次いで多い（全体の19.2%）。

ところで、以上で見てきた外務省データの他に、実は、アメリカの日系企業数を示す統計はもう1種類存在する。それが『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧』に記載されているデータ（以下「東洋経済データ」という）である。2016年10月現在のアメリカの日系企業数について、東洋経済データを示したものが表3である。

表3-(1)によれば、日系企業のアメリカへの進出形態では、現地法人企業が94.6%を占めている。表3-(2)には州別進出企業数が示されているが、それによれば、日系企業の約4分の1がカリフォルニア州に、約9分の1がニューヨーク州に進出していること等がわかる。表3-(3)で産業別進出企業数を見ると、「製造業」の企業数が全体の36.5%を占めて最も多く、次いで「卸売業、小売業」の企業数が全体の25.8%を占めていること等を知ることができる。

表3 アメリカに進出している日系企業数（2016年）【東洋経済データ】

(1) 進出形態別企業数

（単位：社、%）

進出形態	企業数	割合
本邦企業	217	5.4
現地法人企業	3,830	94.6
合計	4,047	100.0

(2) 州別進出企業数

（単位：社、%）

州名	本邦企業数	現地法人企業数	合計	割合
アーカンソー		9	9	0.2
アイオワ		10	10	0.2
アイダホ		2	2	0.0
アラスカ		2	2	0.0
アラバマ		35	35	0.9
アリゾナ	2	24	26	0.6
イリノイ	13	248	261	6.4
インディアナ		120	120	3.0
ウィスコンシン	1	20	21	0.5
ウェストバージニア		6	6	0.1
オクラホマ		8	8	0.2
オハイオ	3	175	178	4.4

オレゴン	2	45	47	1.2
カリフォルニア	56	949	1,005	24.8
カンザス		11	11	0.3
ケンタッキー	1	111	112	2.8
コネチカット	1	24	25	0.6
コロラド		20	20	0.5
サウスカロライナ	1	23	24	0.6
サウスダコタ			0	0.0
ジョージア	7	122	129	3.2
テキサス	8	228	236	5.8
テネシー	3	74	77	1.9
デラウェア		180	180	4.4
ニュージャージー	5	159	164	4.1
ニューハンプシャー		10	10	0.2
ニューメキシコ		1	1	0.0
ニューヨーク	63	380	443	10.9
ネバダ	1	24	25	0.6
ネブラスカ		10	10	0.2
ノースカロライナ		71	71	1.8
ノースダコタ		1	1	0.0
バージニア	2	34	36	0.9
バーモント		4	4	0.1
ハワイ	8	91	99	2.4
フロリダ		54	54	1.3
ペンシルベニア		55	55	1.4
マサチューセッツ	4	98	102	2.5
ミシガン	9	197	206	5.1
ミシシッピ		11	11	0.3
ミズーリ	1	24	25	0.6
ミネソタ	1	24	25	0.6
メイン			0	0.0
メリーランド		17	17	0.4
モンタナ		1	1	0.0
ユタ	1	11	12	0.3
ルイジアナ		6	6	0.1
ロードアイランド		4	4	0.1
ワイオミング		2	2	0.0
ワシントン	12	90	102	2.5
ワシントン D.C.	12	5	17	0.4
合 計	217	3,830	4,047	100.0

(3) 産業別企業数

(単位：社、%)

産 業	本 邦 企業数	現地法人 企業数	合計 (a)	派遣従業員 ゼロの 企業数	派遣従業員 のいる 企業数(b)	派遣従業員 のいる 企業の割合 (b/a)
農業、林業	1	11	12		12	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	35	37	4	33	89.2
建設業	6	41	47	14	33	70.2
製造業	64	1,412	1,476	96	1,380	93.5
電気・ガス・熱供給・水道業		29	29	2	27	93.1
情報通信業	19	254	273	11	262	96.0
運輸業、郵便業	24	123	147	26	121	82.3
卸売業、小売業	23	1,019	1,042	89	953	91.5
金融業、保険業	37	198	235	27	208	88.5
不動産業、物品賃貸業	5	91	96	6	90	93.8
学術研究、専門・技術サービス業	20	294	314	55	259	82.5
宿泊業、飲食サービス業	7	47	54	3	51	94.4
生活関連サービス業、娯楽業	3	30	33	5	28	84.8
サービス業（他に分類されないもの）	6	246	252	28	224	88.9
合 計	217	3,830	4,047	366	3,681	91.0

注1) 「本邦企業」には、支店、駐在員事務所、出張所等を含む。

2) 「現地法人企業」には、本店、支店、駐在員事務所、出張所等、合弁企業、日本人が海外で興した企業を含む。

出所) 東洋経済新報社データベース営業部「海外進出企業データ・テキスト版」(2017年版)。

表2と表3を比較すると、日系企業の進出形態や産業別進出企業数については同様の傾向を示しているものの、容易に気付くように、進出企業総数が全く異なっている。外務省データにおける企業数は東洋経済データにおける企業数の2倍以上ある。表2の外務省データは、各国在外公館（本稿の場合はアメリカの日本大使館等）が収集した情報や各企業へのアンケート調査により得た情報を集約したものである。それに対して、表3の東洋経済データは、東洋経済新報社が国内の企業（6,500社余り）へのアンケート調査で得た情報を集計したものである。

ここでは、日系企業の進出企業数をより多くカバーしている外務省データを用いるが、外務省データではわからないデータがある。それは従業員を派遣していない企業数である。派遣従業員の社会保険料負担（軽減額）を計測するという本稿の目的からすれば、派遣従業員のいない企業は分析対象外であるから進出企業数から除外しなければならない。派遣従業員数がゼロの企業数は、東洋経済データを見れば数えることができる。表3-(3)

の「派遣従業員数ゼロの企業」欄に記載されている数値（366社）がそれである⁸⁾。すなわち、4,047社のうち約9%の企業は日本から従業員を派遣していない。表3-(3)の右端の欄には、派遣従業員のいる企業の割合が産業別に記されている。

表4 派遣従業員のいるアメリカ進出日系企業数（2016年）
（単位：社、%）

産 業	企業数
農業，林業	216
漁業	12
鉱業，採石業，砂利採取業	22
建設業	53
製造業	2,960
電気・ガス・熱供給・水道業	26
情報通信業	219
運輸業，郵便業	353
卸売業，小売業	1,480
金融業，保険業	211
不動産業，物品賃貸業	94
学術研究，専門・技術サービス業	125
宿泊業，飲食サービス業	264
生活関連サービス業，娯楽業	190
教育，学習支援業	66
医療，福祉	60
複合サービス事業	43
サービス業（他に分類されないもの）	517
公務（他に分類されるものを除く）	15
分類不能の産業	107
区分不明	675
合 計	7,708

出所) 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」(平成29年要約版)、東洋経済新報社データベース 営業部「海外進出企業データ・テキスト版」(2017年版)を基に筆者作成。

8) 表3-(3)の「派遣従業員ゼロの企業数」の366社は、東洋経済新報社のアンケートに対して派遣従業員がゼロである旨を明確に回答した企業の数であり、実は、圧倒的多数の企業は派遣従業員数を回答しておらず、不明である。したがって、表3-(3)の「派遣従業員のいる企業数」の3,681社の中に実際は派遣従業員がいない企業が含まれている可能性は極めて高いが、残念ながらそれを確認する術がない。

外務省データにおける進出企業総数は8,422社であるが、このうち、派遣従業員のいる企業はどれくらいあるのだろうか。それを推計するために次の計算を行う。すなわち、表2-(2)の産業別企業数に上記の派遣従業員のいる企業数の産業別割合を掛けて求めた数を当該産業の進出企業数とみなすのである。その結果は表4のとおりである。

表4より、アメリカに進出している日系企業数のうち、われわれが分析対象とする、従業員を派遣している企業数は7,708社と推計される。

II アメリカの日系企業への派遣従業員数の推計

前節において、アメリカの派遣従業員総数を確認し、アメリカに派遣従業員を送り込んでいる日系企業の総数を推計した。次に、われわれは、アメリカの日系企業でそれぞれ何人の派遣従業員が働いているかを推計する必要があるが、推計作業の大前提として以下の仮定を置く。

仮定1：民間企業派遣従業員（本人）の派遣期間は全員5年以内である。

すなわち、民間企業派遣従業員（本人）は全員日・米社会保障協定の適用対象となると仮定するのである。

次に、民間企業派遣従業員数を年代別に推計するに当たり、次の仮定を置く。

仮定2：民間企業派遣従業員の中に60歳以上と20歳未満の年代の人はいない。

民間企業の定年年齢を60歳と考えると、60歳以上の高齢の海外派遣従業員（本人）はほとんどいないとみなしても差し支えないのではないか。一方、20歳未満の在留邦人は、ほとんどが海外派遣社員の家族か留学生であって、派遣従業員本人であることはまずないと思われる。この仮定の下、われわれは、20歳代以上60歳代未満の在留邦人数をベースにして推計作業を進めることにする。要するに、民間企業派遣従業員の総数53,485人は、全員20歳代から50歳代の人たちであるとみなすのである。

続いて、民間企業派遣従業員の総数5万3,485人が年代別にどのように分布しているかを男女別に推計する作業を行うが、ここでも次の仮定を置いて計算する。すなわち、

仮定3：民間企業派遣従業員（男女別）の年代別分布は、在留邦人（男女別）の（20歳代から50歳代までの）分布と同一である。

表 1-(2) より、男性の在留邦人の 20 歳代から 50 歳代までの人数の合計は 11 万 1,066 人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると、それぞれ、20 歳代が 21.1%、30 歳代が 26.8%、40 歳代が 30.1%、50 歳代が 22.0%となる。この割合を男性の民間企業派遣従業員の人数である 4 万 5,777 人に当てはめて計算すると、男性の民間企業派遣従業員の各年代の人数は、20 歳代が 9,657 人、30 歳代が 1 万 2,275 人、40 歳代が 1 万 3,784 人、50 歳代が 1 万 61 人となる。

同様に表 1-(2) より、女性の在留邦人の 20 歳代から 50 歳代までの人数の合計は 16 万 3,516 人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると、それぞれ、20 歳代が 17.3%、30 歳代が 26.5%、40 歳代が 35.6%、50 歳代が 20.6%となる。この割合を女性の民間企業派遣従業員の人数である 7,708 人に当てはめて計算すると、女性の民間企業派遣従業員の各年代の人数は、20 歳代が 1,334 人、30 歳代が 2,044 人、40 歳代が 2,743 人、50 歳代が 1,587 人となる。

先の表 2 および表 3 の産業別分類は「日本標準産業分類」における「大分類」に該当する。大分類の下には「中分類」の産業があり、さらにその下に「小分類」の産業がある。ここでは、中分類の産業を「業種」と呼び、業種ごとの派遣従業員数の推計を行いたい。ところが、われわれが利用している東洋経済データの業種の分類は日本標準産業分類における中分類に準拠していない。そこで、東洋経済データに依拠する関係上、ここでは、東洋経済データにおいて分類されている業種に基づいて企業数や派遣従業員数を推計することにする。その際、次の仮定を置く。

仮定 4：産業別（業種別）企業数の分布と、産業別（業種別）派遣従業員数の分布は同じである。

アメリカに進出している日系企業（派遣従業員のいる企業）全体の年代別・男女別派遣従業員数は、前述のように、仮定 2 および仮定 3 の下で推計できている。その人数を今度は各業種に属する企業数の割合で按分して業種ごとの派遣従業員数を求めるのである⁹⁾。これらの推計結果をまとめたものが表 5 である。

以上で、アメリカ進出日系企業の業種別・年代別・男女別の派遣従業員数が推計できた。次の作業は、業種別・年代別・男女別の派遣従業員の賃金を推計することであるが、

9) 計算の過程では、当然のことながら小数点以下の端数が出る。人数は整数なので、四捨五入して整数化しているが、それらを合計した人数が、各年代別の推計値と一致しないケースが生じる。その場合には派遣企業の全従業員数の規模等に応じた調整を行っている。

表5 アメリカの日系企業の業種別・年代別・男女別派遣従業員数（2016年）

（単位：社、人）

産 業	業 種	企業数	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		男性計	女性計	合計
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
農業、林業	農林水産	216	271	37	344	57	386	77	282	44	1,283	215	1,498
漁業	農林水産	12	15	2	19	3	21	4	16	2	71	11	82
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業	22	28	4	35	6	39	8	29	5	131	23	154
建設業	建設	53	66	9	84	14	95	19	69	11	314	53	367
製造業	食料品	214	269	37	342	57	384	76	280	44	1,275	214	1,489
	繊維・衣服	56	70	10	89	15	100	20	73	11	332	56	388
	パルプ・紙	17	21	3	27	5	31	6	22	4	101	18	119
	化学	442	554	77	704	117	790	157	577	91	2,625	442	3,067
	医薬品	129	161	22	205	34	230	46	168	26	764	128	892
	石油石炭	6	8	1	10	2	12	2	8	1	38	6	44
	ゴム製品	86	107	15	137	23	153	31	112	18	509	87	596
	ガラス・土石	60	75	10	96	16	107	21	78	12	356	59	415
	鉄鋼	71	89	12	113	19	127	25	92	15	421	71	492
	非鉄金属	64	81	11	102	17	115	23	84	13	382	64	446
	金属製品	118	148	20	188	31	211	42	154	24	701	117	818
	機械	397	497	69	632	105	710	141	518	82	2,357	397	2,754
	電気機器	412	516	71	656	109	736	147	538	85	2,446	412	2,858
	輸送機器	635	795	110	1,011	168	1,135	226	829	131	3,770	635	4,405
精密機器	122	153	21	195	32	219	44	160	25	727	122	849	
他製造業	131	164	23	208	35	234	47	171	27	777	132	909	
電気・ガス・熱供給・水道業	電力・ガス	26	33	4	41	7	46	9	34	5	154	25	179
情報通信業	通信・放送	48	60	8	76	13	85	17	62	10	283	48	331
	新聞・出版	4	5	1	7	1	7	1	5	1	24	4	28
	映像・音楽	46	58	8	73	12	82	16	60	9	273	45	318
	情報・システム・ソフト	121	152	21	193	32	217	43	158	25	720	121	841
運輸業、郵便業	鉄道・バス	3	4	1	5	1	5	1	4	1	18	4	22
	貨物輸送	99	124	17	158	26	177	35	129	20	588	98	686
	海運	35	44	6	56	9	63	12	46	7	209	34	243
	航空	64	80	11	102	17	115	23	84	13	381	64	445
	倉庫・物流関連	152	190	26	242	40	271	54	198	31	901	151	1,052
卸売業、小売業	総合卸売	71	90	12	114	19	128	26	93	15	425	72	497
	繊維・衣服卸売	28	35	5	44	7	50	10	36	6	165	28	193
	食料品卸売	89	111	15	141	24	158	32	116	18	526	89	615
	化学卸売	138	173	24	220	37	247	49	180	28	820	138	958
	医薬品卸売	28	35	5	45	7	50	10	36	6	166	28	194
	石油・燃料卸売	19	23	3	30	5	33	7	24	4	110	19	129
	ガラス・土石卸売	16	19	3	25	4	28	6	20	3	92	16	108
	鉄鋼・金属卸売	89	111	15	141	24	158	32	116	18	526	89	615
	機械卸売	284	356	49	453	75	508	101	371	59	1,688	284	1,972
	電気機器卸売	329	412	57	524	87	589	117	430	68	1,955	329	2,284
	輸送用機器卸売	95	119	16	151	25	169	34	124	20	563	95	658
	精密機器卸売	104	130	18	166	28	186	37	136	21	618	104	722
	他卸売	127	160	22	203	34	228	45	166	26	757	127	884
	百貨店	5	6	1	7	1	8	2	6	1	27	5	32
スーパー	12	16	2	20	3	22	4	16	3	74	12	86	
専門店	23	29	4	37	6	42	8	30	5	138	23	161	
自動車販売	6	8	1	10	2	11	2	8	1	37	6	43	
他小売	17	21	3	27	5	31	6	22	4	101	18	119	
金融業、保険業	銀行	39	48	7	61	10	69	14	50	8	228	39	267
	信託銀行	1	1		2		2		1		6		6
	証券	16	20	3	26	4	29	6	21	3	96	16	112
	投信・投資顧問	11	14	2	18	3	20	4	15	2	67	11	78
	貸金・信販・カード	12	15	2	19	3	22	4	16	3	72	12	84
	投資業等	56	70	10	89	15	100	20	73	11	332	56	388

	他金融	24	31	4	39	7	44	9	32	5	146	25	171
	生命保険	9	11	2	14	3	16	3	12	2	53	10	63
	損害保険	43	53	7	68	11	76	15	56	9	253	42	295
不動産業、物品賃貸業	不動産	23	29	4	37	6	41	8	30	5	137	23	160
	リース	71	89	12	113	19	127	25	93	15	422	71	493
学術研究、専門・技術サービス業	コンサルティング	5	7	1	8	1	10	2	7	1	32	5	37
	広告	9	11	2	14	2	16	3	11	2	52	9	61
	統括会社	111	139	19	177	30	199	40	145	23	660	112	772
宿泊業、飲食サービス業	ホテル	67	84	12	107	18	120	24	88	14	399	68	467
	飲食・外食	197	246	34	313	52	352	70	257	40	1,168	196	1,364
生活関連サービス業、娯楽業	旅行	129	162	22	205	34	231	46	168	27	766	129	895
	レジャー・娯楽	61	77	11	97	16	109	22	80	13	363	62	425
教育、学習支援業		66	83	11	105	18	118	24	86	14	392	67	459
医療、福祉		60	75	10	95	16	107	21	78	12	355	59	414
複合サービス事業		43	54	8	68	11	77	15	56	9	255	43	298
サービス業 (他に分類されないもの)	人材派遣・業務請負	32	40	6	51	9	58	11	42	7	191	33	224
	建物管理・修理	2	3		4	1	4	1	3		14	2	16
	機械等修理	12	14	2	18	3	21	4	15	2	68	11	79
	他サービス	471	590	82	750	125	842	168	615	97	2,797	472	3,269
公務 (他に分類されるものを除く)		15	19	3	24	4	27	5	20	3	90	15	105
分類不能の産業		107	134	19	170	28	191	38	140	22	635	107	742
区分不明		675	846	117	1,075	179	1,207	240	881	139	4,009	675	4,684
合 計		7,708	9,657	1,334	12,275	2,044	13,784	2,743	10,061	1,587	45,777	7,708	53,485

注) 「業種」の分類表記は東洋経済データにおける分類表記である。以下の表6、7についても同様。業種欄の空欄は、東洋経済データに業種名や企業名が挙がっていないことを示している。
出所) 表4と同じ。

その前に、次節でアメリカの公的年金制度について概観しておこう。

Ⅲ アメリカの公的年金制度の概要

本節では、アメリカの公的年金制度の概要を説明する¹⁰⁾。

アメリカの公的年金制度は、大恐慌（1929年～）への対策である「ニューディール」の一環として1935年に制定された「社会保障法」(Social Security Act)を根拠とする「老齢・遺族・障害年金」(Old-Age, Survivors, and Disability Insurance: OASDI)を中心として構成されている。OASDIは「社会保障年金」あるいは単に「社会保障」と呼ばれることがあるが、運営主体は連邦政府の社会保障庁(Social Security Administration)である。

OASDIの被保険者は被用者(パート労働者等を含む)および年間賃金400ドル以上の自営業者であるが、連邦政府公務員、州・地方公務員、鉄道職員等には別の特別制度が設

10) 以下の説明は、金子(2000)、森・戸田(2016)、Social Security Administration(2017)、厚生労働省「2016年海外情勢報告」等に多くを負っている。なお、ここで紹介する制度の内容は、本稿が分析対象とする時期(2016年)に実施されていたものであり、その後変更された項目や箇所があるが、本稿の議論には関係しないのでその点には言及しない。

けられていて¹¹⁾、OASDIの適用対象外である¹²⁾。また、学生や主婦等無業の者も適用対象外である。受給資格を満たすためには、基準を上回る収入を一定期間以上稼得し、それに見合った保険料（社会保障税（payroll tax））を納付することが必要である。たとえば老齢年金の場合、最低加入期間は10年（40四半期）である。年金額の算定の根拠となる保険料記録は、1四半期当たり1,260ドル（約13万7,075円¹³⁾）の賃金について1単位分が付与されるので、年間5,040ドル（約54万8,302円）の賃金に対して4単位分が付与される。したがって老齢年金の受給資格を満たすには40単位分の保険料記録が必要となる。

2016年における支給開始年齢は66歳である。支給開始年齢は1955年以降生まれの者から段階的に引き上げられ、1960年以降生まれの者は67歳となる。すなわち、2027年から支給開始年齢が67歳となることが決まっている。

OASDIの給付財源は、前述した被保険者の納付する保険料（社会保障税）、それを社会保障信託基金（Trust Fund）に預託して積み立てた資金の運用収入、高賃金者に対する年金課税の税収から成る。原則として国庫負担はない。OASDIの保険料率（税率）は12.4%であり¹⁴⁾、被用者の場合、労使折半である。自営業者の場合には、12.4%全額を負担する。その内訳は、老齢・遺族年金保険料が10.6%、障害年金保険料が1.8%である。OASDIの保険料の納付対象賃金には上限が設けられていて、2016年では年収11万8,500ドル（約1,289万1,615円）である。この上限額は平均賃金の上昇率に応じて毎年改定される。

老齢年金の給付額（基本年金額（Primacy Insurance Amount : PIA））は、被保険者の賃金を平均賃金の伸び率に応じて修正したスライド済平均賃金月額（Average Indexed Monthly Earnings : AIME）に基づいて決められる。具体的な算定式は以下のとおりであ

11) 国家公務員向けには、公務員退職制度（Civil Service Retirement System : CSRS）、連邦従業員退職制度（Federal Employees Retirement System : FERS）等の制度があり、州・地方公務員向けには、数多くの地方公務員退職制度（State and Local Retirement System）が設けられている。また、鉄道従業員向けには、鉄道従業員退職制度（Railroad Retirement System : RRS）が存在している。

12) ただし、1983年の社会保障法改正により、1984年1月1日以降採用の連邦政府職員はOASDIに強制加入することになった。そのため、1983年末までに採用された連邦政府職員はCSRSのみに加入し、1984年以降に採用された連邦政府職員はOASDIとFERSの両方に加入している。一方、州・地方公務員は、団体が協定を結べばOASDIに任意加入することができるようになった。

13) IMF Data (<https://data.imf.org/regular.aspx?key=61545850>) により、2016年の年平均為替レートを1ドル=108.79円として計算した。

14) ただし、社会保障税の税率は15.3%であり、その中にはOASDIの保険料率12.4%の他に、退職後の公的医療保険（メディケア）の給付財源分（2.9%）が含まれている。

る。

$$\text{基本年金月額} = 0.9A + 0.32B + 0.15C$$

ここで、A：AIMEの856ドルまでの部分、B：AIMEの856ドル超5,157ドルまでの部分、C：AIMEの5,157ドル超の部分である。3つのゾーンを分ける境界値となる金額は、老齢年金の受給者が62歳に達した年を基準に決められる（実際に年金を受給し始める年ではない）。ちなみに、上記の算定式によれば、AIMEが856ドルの者のPIAは月額770.4ドル（約8万3,812円）、AIMEが月額5,157ドルの者のPIAは月額2,146.7ドル（約23万3,539円）となる。なお、受給者に扶養されている62歳以上の配偶者がいれば、基本年金額の50%の額が支給される。

老齢年金の支給開始年齢は前述したように66歳（2016年）であるが、受給者が62歳以上であれば、繰上げ受給が可能である。支給開始年齢からの繰上げが36か月（3年）以内であれば、1か月繰上げごとに受給額は約0.56%減額される。さらに36か月を超えた場合、1か月繰上げごとに受給額は約0.42%減額される。一方、老齢年金の受給を70歳まで繰下げすることも可能である。その場合、受給額は支給開始年齢から1か月繰下げごとに受給額は約0.67%増額される（1年繰下げると8%の増額となる）。

老齢年金を受給中の就労については以下のような仕組みになっている。支給開始年齢（66歳）以後に年間41,880ドルを超過する就労賃金を得ている場合、就労賃金3ドルにつき年金が1ドル減額される。ただし、年金の繰上げ受給中に就労している場合、就労賃金が15,720ドルを超過していれば、就労賃金2ドルにつき年金が1ドル減額される。

OASDIの受給者数は、老齢年金が約4,401万人、遺族年金が約601万人、障害年金が約1,064万人である（2016年）。また年金支給総額は、老齢・遺族年金が約7,429億ドル（約80兆8,201億円）、障害年金が約1,433億ドル（約15兆5,896億円）である（2015年）。

IV アメリカにおける日系企業の年金保険料負担軽減額の推計

1. 業種別・年代別・男女別の賃金の推計

業種別・年代別・男女別の賃金のデータ集としては『賃金センサス』がある。『賃金センサス』には、日本標準産業分類における産業中分類に従い、年齢別（5歳刻み）、男女別、企業規模別、学歴別等に分けた詳細な賃金データおよび関連データが掲載されている。われわれは、こうしたデータを利用して、業種別・年代別・男女別の賃金を推計したが、その際、計算の段階で次のような処理を行った。

- ① われわれの用いた派遣従業員の年代別区分は、10歳刻み（20歳代～50歳代）である。一方、『賃金センサス』における労働者の年代区分は5歳刻みである。したがっ

表6 アメリカカに進出している日系企業の業種別・年代別・男女別賃金(2016年) (単位:千円)

産業	業種	日本標準産業分類の中分類における業種				企業規模別企業数		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
		A	B	C		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
農業、林業	農林水産				7	5	3,633	3,088	4,747	3,268	5,561	3,163	5,254	2,805	
	漁業						3,416	2,855	4,276	2,965	4,981	2,859	4,880	2,643	
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業				19	14	4,954	3,952	7,130	4,671	8,892	4,181	9,652	5,047	
	建設業				24	9	5,166	3,879	7,566	5,092	8,986	5,261	9,564	5,575	
製造業	食料品				57	33	3,587	3,038	4,685	3,205	5,495	3,124	5,189	2,793	
	繊維・衣服				12	13	3,641	2,727	4,848	3,242	6,124	3,558	6,836	3,522	
	パルプ・紙				4	4	3,741	3,166	4,967	3,385	6,014	3,415	6,654	3,649	
	化学				126	69	4,403	4,694	6,257	5,074	7,989	6,528	9,412	6,352	
	医薬品				47	5	4,486	4,977	6,413	5,368	8,231	7,019	9,815	6,815	
	石油石炭				2	1	5,049	3,922	6,840	4,671	8,438	4,181	9,898	5,047	
	ゴム製品				27	12	4,182	3,497	5,324	3,707	6,286	4,017	6,921	4,053	
	ガラス・土石				23	5	4,232	3,578	5,849	4,117	7,570	4,335	8,895	4,593	
	鉄鋼				22	8	4,313	3,782	5,893	4,416	7,408	4,472	7,957	4,567	
	非鉄金属				19	11	4,250	3,379	5,392	3,994	6,866	4,317	7,612	4,144	
	金属製品				19	33	4,037	3,069	5,152	3,519	6,297	3,715	6,733	3,784	
	機械				116	67	4,300	3,513	5,966	4,190	7,474	4,667	8,241	4,793	
	電気機器				113	73	4,217	3,520	5,660	3,913	7,237	4,132	8,119	4,483	
	輸送機器				203	86	4,345	3,740	5,919	4,376	7,352	5,061	8,138	5,534	
	精密機器				34	23	4,087	3,414	5,680	3,716	7,060	4,638	8,230	4,583	
	他製造業				30	24	4,062	3,693	5,630	3,900	6,984	4,593	7,697	4,266	
	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業				21	6	4,245	3,671	6,384	4,529	7,899	5,758	8,618	6,695
		通信・放送				25	22	4,980	4,577	7,120	5,337	10,065	8,117	12,439	9,968
	情報通信業	新聞・出版				3	2	4,516	4,273	6,934	5,386	9,209	6,791	10,796	7,768
		映像・音楽				35	14	4,485	4,250	6,858	5,359	9,067	6,734	10,505	7,557
情報・システム・ソフト					57	68	4,224	3,896	6,064	4,878	7,350	5,486	8,367	5,638	
鉄道・バス					1		4,149	3,806	6,016	4,878	7,721	6,553	8,612	4,595	
運輸業、郵便業	貨物輸送				21	13	3,926	2,950	4,715	2,967	5,099	3,195	5,193	3,345	
	海運				3	7	4,226	3,768	5,816	4,733	7,106	5,474	7,855	5,287	
	航空				18	4	4,625	3,392	8,729	4,878	14,587	7,602	13,691	8,760	
	倉庫・物流関連				27	22	3,552	2,959	4,179	2,861	4,910	3,033	5,149	2,664	

宿泊業、飲食サービス業	ホテル	宿泊業	7	6	2,964	2,791	4,083	3,407	5,076	3,670	5,375	3,236
	飲食・外食	飲食店	8	28	2,956	2,745	3,894	3,139	4,600	3,181	4,629	2,848
生活関連サービス業、娯楽業	旅行	その他の生活関連サービス業	14	4	3,525	3,116	5,043	3,932	6,245	4,186	6,315	4,466
	レジャー・娯楽	娯楽業	3	5	3,209	2,717	4,476	3,089	5,598	3,547	5,904	3,350
教育、学習支援業		その他の教育、学習支援業	※	※	3,224	2,941	4,421	3,570	5,544	4,244	6,001	4,272
医療、福祉		医療業	※	※	4,044	3,735	5,514	4,386	7,645	4,812	9,400	4,883
複合サービス事業		協同組合（他に分類されないもの）	※	※	3,269	3,038	4,363	3,540	5,543	3,833	6,237	3,707
サービス業 （他に分類されないもの）	人材派遣・業務請負 建物管理・警備 機械等修理	職業紹介・労働者派遣業 その他の事業サービス業 機械等修理業	9	3	3,323	2,774	3,876	2,947	4,058	3,027	4,236	3,053
			1	2	3,590	3,250	4,206	3,434	4,504	3,327	4,444	3,165
			3	2	4,197	3,445	5,868	3,900	7,352	4,417	8,088	4,458
		その他のサービス業	112	62	3,277	2,912	4,420	4,113	5,584	4,894	6,493	3,683
公務 （他に分類されるものを除く）		その他のサービス業	※	※	3,208	2,802	4,133	3,886	5,402	4,493	6,057	3,905
分類不能の産業		その他のサービス業	※	※	3,208	2,802	4,133	3,886	5,402	4,493	6,057	3,905
区分不明		その他のサービス業	※	※	3,208	2,802	4,133	3,886	5,402	4,493	6,057	3,905

注 1) 企業規模の分類は次のとおり。A：従業員1,000人以上。B：従業員100～999人。C：従業員10～99人。
 2) 「企業規模別企業数比率」欄の数字は、東洋経済データにおける「派遣従業員のいる企業」（3681社）の業種別内訳である。※印が付いている産業は、当該産業に属する業種も企業規模も不明である。そこで、これらの産業の賃金は、「賃金センサス」において「企業規模計」に記載されている賃金を用いた。
 3) 「賃金センサス」には「農業・林業」「漁業」の賃金データは掲載されていない。東洋経済データにおいて「農林水産」に分類されている企業（日本水産、伊藤ハム等）の事業内容に鑑み、ここでは「食料品製造業」の賃金を用いた。
 4) 「賃金センサス」には「鉱業、採石業、砂利採取業」の賃金データは掲載されていない。東洋経済データにおいて「鉱業」に分類されている企業（石油資源開発、三井石油開発等）の事業内容に鑑み、ここでは「石油製品・石炭製品製造業」の賃金を用いた。
 5) 「教育、学習支援業」の賃金は日本標準産業分類の中分類における「その他の教育、学習支援業」の賃金を用いた。
 6) 「医療、福祉」の賃金は日本標準産業分類の中分類における「医療業」の賃金を用いた。
 7) 「複合サービス事業」の賃金は日本標準産業分類の中分類における「協同組合（他に分類されないもの）」の賃金を用いた。
 8) 「賃金センサス」には「公務（他に分類されるものを除く）」「区分不明」の賃金データは掲載されていない。ここでは「その他のサービス業」の賃金で代用した。
 出所) 「賃金センサス（平成28年賃金構造基本統計調査）」第2巻、「週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017（国別編）」、「週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017（会社別編）」。

て、5歳刻みの賃金を10歳刻みの賃金に換算する必要がある。そこで、5歳刻みの2つの賃金をそれぞれの労働者数で加重平均を取り、その値を10歳刻みの賃金の代表値とした。

- ② 従業員の賃金は『賃金センサス』における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別支給額」の合計額とした。
- ③ 『賃金センサス』には学歴別（高校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒）に賃金が記載されているが、外務省の「海外在留邦人数調査統計」には派遣従業員の学歴別データがない。そこで、便宜上、男女ともに『賃金センサス』における「学歴計」の賃金データを使用した。
- ④ 『賃金センサス』では、企業規模が3種類に分けられている（従業員1,000人以上、100～999人、10～99人）。アメリカに進出している日系企業の規模はまちまちである。そこで、われわれは東洋経済データを利用して業種ごとに日系企業の企業規模および企業規模別賃金（男女別、年代別）を調べ、それを計算のベースとした。なお、同一業種に企業規模の異なる複数の企業が存在している場合には、企業規模別賃金を当該企業規模に属する企業数で加重平均した金額を求め、それを計算のベースとした¹⁵⁾。
- ⑤ 『賃金センサス』には賃金の記載がない業種がある。その場合には、同一産業内の他の業種で賃金の記載があるものを利用してデータの欠落をカバーした。

上記の処理方針の下で賃金を推計したものが表6である。Ⅱ節でも述べたように、東洋経済データにおける業種の分類は日本標準産業分類における中分類に準拠していない。業種別派遣従業員数は東洋経済データの業種の分け方に応じて推計した。一方、『賃金センサス』における業種は日本標準産業分類の中分類が採用されている。そこで、表6では、業種の欄を2つ設け、東洋経済データの業種と日本標準産業分類の中分類がどのように対応するかを示してある。

2. 公的年金保険料負担軽減額の推計

以上の作業を踏まえ、本節では、アメリカにおける日系企業の公的年金保険料負担額（すなわち日・米社会保障協定による公的年金保険料負担軽減額）を推計しよう。

アメリカにおける日系企業の派遣従業員と企業が負担すべきであった公的年金保険料

15) たとえば、ある業種で日系企業が10社あり、そのうち7社が従業員1,000人以上（Aグループ）の企業、2社が従業員100～999人（Bグループ）の企業、1社が従業員10～99人（Cグループ）だとする。いま、20歳代男性の平均賃金がAグループの企業では W_A 、Bグループの企業では W_B 、Cグループの企業では W_C とすると、この業種の平均賃金を $(W_A \times 7 + W_B \times 2 + W_C \times 1) / 10$ で求めるのである。

(単位：千円、%)

表7 アメリカの日系企業の社会保険料負担軽減額(2016年)

産 業	業 種	20 歳代		30 歳代		40 歳代		50 歳代		男性計	女性計	合計	割合
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
農業、林業	農林水産	122,079	14,169	202,507	23,095	266,189	30,196	183,723	15,306	774,497	82,766	857,263	2.2
	漁業	6,354	708	10,073	1,103	12,971	1,418	9,683	655	39,080	3,884	42,965	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業	17,201	1,960	30,945	3,475	43,004	4,147	34,710	3,129	125,860	12,712	138,572	0.4
	建設	42,281	4,329	78,809	8,839	105,849	12,395	81,831	7,604	308,770	33,167	341,937	0.9
製造業	食料品	119,644	13,937	198,676	22,653	261,668	29,442	180,173	15,240	760,161	81,272	841,433	
	繊維・衣服	31,601	3,381	53,501	6,030	75,938	8,825	61,884	4,804	222,923	23,040	245,964	
	ハルブ・紙	9,742	1,178	16,629	2,099	23,117	2,541	18,151	1,810	67,638	7,627	75,266	
	化学	302,478	44,819	546,169	73,617	782,593	127,085	673,425	71,672	2,304,666	317,193	2,621,859	
	医薬品	89,562	13,577	163,023	22,631	234,761	40,035	204,473	21,971	691,818	98,213	790,031	
	石油石炭	5,008	486	8,482	1,158	12,556	1,037	9,819	626	35,866	3,307	39,173	
	ゴム製品	55,491	6,504	90,446	10,574	119,265	15,441	96,122	9,047	361,325	41,565	402,890	
	ガラス・土石	39,359	4,437	69,631	8,168	100,442	11,289	86,035	6,835	295,467	30,728	326,195	
	鉄鋼	47,595	5,627	82,576	10,405	116,660	13,862	90,776	8,495	337,607	38,389	375,996	39.8
	非鉄金属	42,685	4,609	68,194	8,419	97,903	12,313	79,282	6,681	288,064	32,023	320,087	
	金属製品	74,083	7,612	120,095	13,528	164,758	19,348	128,580	11,261	487,516	51,749	539,265	
	機械	264,980	30,057	467,573	54,556	658,034	81,595	529,334	48,737	1,919,921	214,945	2,134,866	
	電気機器	269,799	30,990	460,428	52,885	660,499	75,317	541,620	47,250	1,932,346	206,442	2,138,787	
輸送機器	428,285	51,014	741,993	91,169	1,034,689	141,832	836,552	86,642	3,041,519	370,657	3,412,176		
精密機器	77,544	8,891	137,345	14,745	191,713	25,307	163,288	14,208	569,890	63,151	633,041		
他製造業	82,597	10,534	145,213	16,924	202,653	26,768	163,213	14,282	593,676	68,507	662,183		
電気・ガス・熱供給・水道業	電力・ガス	17,370	1,821	32,455	3,931	45,053	6,426	36,334	4,151	131,212	16,329	147,541	0.4
	通信・放送	37,053	4,540	67,095	8,603	106,088	17,111	95,631	11,616	305,867	41,871	347,738	
情報通信業	新聞・出版	2,800	530	6,018	668	7,993	842	6,693	963	23,505	3,003	26,508	
	映像・音楽	32,258	4,216	62,080	7,974	92,195	13,361	78,158	8,433	264,690	33,984	298,674	3.4
	情報・システム・ソフト	79,614	10,144	145,135	19,356	197,777	29,249	163,919	17,479	586,445	76,228	662,673	

不動産業、物品賃貸業	不動産 リース	15,724 42,272	1,738 5,325	29,809 87,604	3,031 11,191	39,666 132,268	4,961 16,571	31,286 109,860	2,681 9,031	116,486 372,004	12,411 42,118	128,897 414,122
学術研究、専門・技術サービス業	コンサルティング 広告 総括会社	4,376 8,415 89,569	545 1,219 10,590	6,881 17,924 156,722	694 1,509 21,428	11,522 25,576 237,485	1,338 3,618 27,266	7,750 17,583 162,383	800 2,961 18,598	30,529 69,498 646,158	3,377 9,307 77,882	33,906 78,805 724,040
宿泊業・飲食サービス業	ホテル 飲食・外食	30,870 90,156	4,153 11,571	54,176 151,122	7,604 20,240	75,525 200,802	10,922 27,613	58,647 147,531	5,617 14,124	219,218 589,611	28,297 73,549	247,515 663,160
生活関連サービス業、娯楽業	旅行 レジャー・娯楽	70,820 30,642	8,499 3,706	128,186 53,836	16,577 6,128	178,878 75,664	23,879 9,677	131,555 58,565	14,951 5,401	509,439 218,707	63,907 24,911	573,345 243,618
教育、学習支援業		33,181	4,012	57,556	7,967	81,125	12,629	63,992	7,417	235,855	32,026	267,880
医療、福祉		37,611	4,631	64,955	8,702	101,482	12,530	90,914	7,267	294,912	33,130	328,042
複合サービス事業		21,888	3,013	36,785	4,828	52,920	7,130	43,310	4,137	154,903	19,108	174,012
サービス業 (他に分類されないもの)	人材派遣・業務請負 建物管理・警備 機械等修理 他サービス	16,482 1,335 7,286 239,727	2,064 0 854 29,612	24,514 2,086 13,097 411,070	3,288 426 1,451 63,745	29,183 2,234 19,144 583,058	4,129 413 2,191 101,947	22,063 1,653 15,043 495,119	2,650 0 1,105 44,297	92,242 7,309 54,570 1,728,974	12,131 838 5,601 239,601	104,373 8,147 60,171 1,968,575
公務 (他に分類されるものを除く)		7,558	1,042	12,301	1,927	18,087	2,785	15,021	1,453	52,967	7,208	60,174
分類不能の産業		53,304	6,602	87,130	13,491	127,947	21,169	105,150	10,652	373,530	51,914	425,444
区分不明		386,530	40,655	550,969	86,245	808,542	133,702	661,691	67,300	2,357,733	327,902	2,685,634
合計		4,783,453	576,833	8,484,104	1,061,445	11,990,353	1,626,508	9,652,937	942,106	34,910,847	4,206,893	39,117,740
割合		12.2	1.5	21.7	2.7	30.7	4.2	24.7	2.4	89.2	10.8	100.0

注) 「合計」欄および「割合」欄に、四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。
出所) 筆者作成。

（国民年金保険料）は、上記表5にまとめた業種別・年代別・男女別の派遣従業員数と、表6にまとめた業種別・年代別・男女別の賃金額を突き合わせ、それらに国民年金保険料率（9.0%）を適用することによって推計できる。

推計に当たって、次の仮定を置く。

仮定5：派遣従業員の形態は、全員国内法人に籍を置いたまま海外に出向する在籍出向である。

仮定6：派遣従業員の賃金は、派遣先の企業や事業所が支払い、かつ国内で働いていた場合と同じ金額が支払われる。

こうした計算を、全産業、全業種の20歳代～50歳代の全男女について行い、それらを集計すると、アメリカにおける日系企業の派遣従業員に係る公的年金保険料負担の総額が推計されるが、計算の際に注意すべきは、すでにⅢ節で述べたように、保険料（社会保障税）の賦課の対象となる被保険者の賃金には上限（年額11万8,500ドル（約1,289万1,615円））があることだ。日系企業の派遣従業員の場合、賃金がこの上限を上回る者は若干数いる。表6において、年間の賃金が1,289万1,615円を超えるケースのセルを網掛けにしている。

以上の点を考慮して、アメリカの日系企業の公的年金保険料負担額を推計すると、約391.2億円となる（表7参照）。

おわりに

本稿の目的は、2016年において、アメリカに進出している日系企業が、日・米社会保障協定によって、どのくらいの社会保険料負担（公的年金保険料）を免れているかを推計することであった。アメリカの場合、進出している日系企業数について、外務省データと東洋経済データに大きな開きがあったため、データ数が多い外務省データを主に利用した。ただし、日本から従業員を派遣していない日系企業も多数存在していることに鑑み、派遣従業員ゼロの個別企業名が把握できる東洋経済データを参考にしつつ、アメリカの日系企業数を推計した。

そもそも派遣従業員一人一人の賃金がわからなければ公的年金保険料は計算できない。もとよりそのような個別情報が得られるわけではなく、われわれはいくつかの大胆な仮定（仮定1～6）を置きながら、推計作業を進めた。その意味で、推計結果は極めて荒っぽいものといわざるを得ない。しかしながら、アメリカにおける日系企業の社会保険料負担の軽減額を推計できたことの意義は小さくないと思われる。

われわれが推計したアメリカにおける社会保険料（公的年金保険料）軽減額（約 391.2 億円）をどう評価するかはむずかしい。政府の試算によれば、日・米社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額は約 600 億円と推計されている¹⁶⁾。われわれの推計値は政府推計値の約 65% である¹⁷⁾。

筆者は同様の手法で、引き続き他の国（社会保障協定の締結国も非締結国も）についても年金保険料負担軽減額（社会保障協定締結国）または年金保険料負担額（社会保障協定非締結国）を計測したいと思っている。

アメリカにおける日系企業の社会保険料負担軽減額の評価は、他の国々の推計結果を出した後に改めて行いたい。

付記 本稿は、科学研究費（「社会保障協定が日本の海外進出企業に及ぼす影響に関する実証研究」（課題番号 26380375））による研究成果の一部である。

参考文献

- 植村真行（2019）「社会保障協定の意義と今後の課題—日・中社会保障協定の締結を踏まえて—」『立法と調査』No.414, 111-123 ページ。
- 金子能宏（2000）「年金制度—OASDI—」藤田伍一・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 7 アメリカ』（東京大学出版会）85-114 ページ。
- 厚生労働省政策統括官（統計・情報制作担当）編（2017）『賃金センサス（平成 28 年賃金構造基本統計調査）』（全 5 巻）労働法令, 2017 年 7 月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016（国別編）』第 6654 号, 東洋経済新報社, 2016 年 4 月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016（会社別編）』第 6661 号, 東洋経済新報社, 2016 年 5 月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017（国別編）』第 6721 号, 東洋経済新報社, 2017 年 4 月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017（会社別編）』第 6727 号, 東洋経済新報社, 2017 年 5 月。
- 御船洋（2010）「社会保障の国際的調整—社会保障協定の現状と課題—」片桐正俊・御船洋・横山彰編著『グローバル化財政の新展開』中央大学出版部, 31-66 ページ。
- 御船洋（2018a）「社会保障協定締結による公的年金保険料負担削減効果の検証—ドイツの日系企業の場合—」『商学論纂』第 59 巻第 3・4 号, 539-573 ページ。
- 御船洋（2018b）「日系企業の海外における公的年金保険料負担額の推計—イタリアの日系企業の場合—」『企業研究』第 33 号, 57-77 ページ。
- 御船洋（2019a）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—オランダの日系企業の場合—」『企業研究』第 34 号, 1-23 ページ。

16) 植村（2019）を参照。

17) 注 7) で述べたように、政府の推計値の計算方法は公表されていないので、われわれの推計値との差異の原因を確かめられない。

- 御船洋（2019b）「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—ベルギーの日系企業の場合—」『商学論纂』第60巻第5・6号，221-250ページ。
- 御船洋（2019c）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—ルクセンブルクの日系企業の場合—」『企業研究』第35号，1-20ページ。
- 御船洋（2019d）「社会保障協定締結による日系企業の公的年金保険料負担軽減額の推計—アイルランドの日系企業の場合—」『商学論纂』第61巻第1・2号，271-304ページ。
- 御船洋（2020a）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—ハンガリーの日系企業の場合—」『企業研究』第36号，1-20ページ。
- 御船洋（2020b）「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—スイスの日系企業の場合—」『商学論纂』第61巻第5・6号，481-523ページ。
- 御船洋（2020c）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—チェコの日系企業の場合—」『企業研究』第37号，1-19ページ。
- 御船洋（2020d）「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—スペインの日系企業の場合—」『商学論纂』第62巻第3・4号，151-180ページ。
- 御船洋（2021a）「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—フランスの日系企業の場合—」『経済研究』（成城大学）第231号，149-186ページ。
- 御船洋（2021b）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—カナダの日系企業の場合—」『企業研究』第38号，151-174ページ。
- 御船洋（2021c）「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—ブラジルの日系企業の場合—」『商学論纂』第62巻第5・6号，497-526ページ。
- 御船洋（2021d）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—インドの日系企業の場合—」『企業研究』第39号，249-272ページ。
- 御船洋（2021e）「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—イギリスの日系企業の場合—」『商学論纂』第63巻第3・4号，157-189ページ。
- 御船洋（2022）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—韓国の日系企業の場合—」『企業研究』第40号，95-117ページ。
- 森真弘・戸田卓宏（2016）「米国の年金制度」『年金と経済』第35巻第1号（通巻第135号）203-206ページ。

参考資料（URL）

- 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計（平成29年要約版）」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html）（2022年3月18日最終閲覧）
- 厚生労働省「2016年海外情勢報告」（<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/17/>）（2022年3月18日最終閲覧）
- （社）日本経済団体連合会・（社）日本在外企業協会・（社）日本貿易会（2006）「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算（アンケートより）」（<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/069shiryo.pdf>）（2022年3月18日最終閲覧）
- 日本年金機構「社会保障協定」（<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigai/kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html>）（2022年3月18日最終閲覧）
- Social Security Administration, Social Security Programs Throughout the World: The Americas, 2017.（<https://www.ssa.gov/policy/docs/progdsc/ssptw/2016-2017/europe/index.html>）（2022年3月18日最終閲覧）